

## 介護保険の負担増と給付減を行わないことを求める意見書

政府がこの間進めてきた全世代型社会保障改革の一環として、財務省財政制度審議会は今年5月、「歴史の転換点における財政運営」と題した建議をまとめた。それを受け、厚生労働省の介護保険部会は、「給付と負担の見直し」に関する審議を行って、年内に答申を出した後、厚生労働省による「改正」法案要綱を作成し、来年の通常国会への「改正」法案が上程される動きがある。現在審議中の「給付と負担の見直し」の内容にはいくつかの重大な問題がある。

第1に、介護保険の利用料を現在の原則1割から2割に引き上げることである。町田市においても85.7%の利用者が1割負担(2022年8月時点)であり、利用料の2倍化という負担増によって、必要な介護サービスを受けられない人を生むことになる。第2に、要介護1,2の訪問介護や通所介護保険を給付から外し、市町村の地域支援事業に移行することである。要介護1,2の方の中には認知症の方も多くいるが、現状のサービスが継続されない人が出てくることになる。第3に、現在無料で作成されているケアプランの有料化である。その他にも、多床室での室料徴収の拡大などが検討されていて、いずれも利用者の負担増と給付減が特徴である。

これに対して、公益社団法人全国老人福祉施設協議会など介護業界8団体は10月21日、厚生労働省に対して、要介護1,2を保険給付から外し、市町村の総合事業にすることに反対する要望書を提出した。また、公益社団法人認知症の人と家族の会は、11月24日、厚生労働省に対して、利用料の原則2倍化などに反対する署名約8万4千人分を提出した。

この間、75歳以上の医療費窓口負担増や物価高騰が続く中で高齢者の暮らしはますます厳しい状況になっている。こうした中で、介護保険の負担増と給付減が行われれば、高齢者の暮らしは成り立たなくなることは明らかである。

よって、町田市議会は、政府が、負担増と給付減を内容とする介護保険の改定を行わないよう強く要求する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。